（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部改正）

第十一条　独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第一号中「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

（学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十二条　学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「第五十一条」の下に「、第五十二条の三」を、「第七十三条」の下に「、第七十四条の三」を、「第七十六条」の下に「、第七十九条の五」を加え、「、別表第二」を「から別表第二の三まで」に改める。

附則第一項第一号中「第五十一条」の下に「、第五十二条の三、第七十九条の五第一項」を加え、「及び別表第一」を「、別表第一及び別表第二の二」に改め、同項第二号中「第七十三条」の下に「、第七十四条の三」を、「第七十六条」の下に「、第七十九条の五第二項」を、「別表第二」の下に「、別表第二の三」を加える。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十六号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六から第三十五条の九までの規定に基づき、及び同法を実施するため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日　経済産業大臣　林　幹雄

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十条」を「第五十条の二」に改める。

第四十六条を次のように改める。

（保安確保機器の設置及び管理の方法）

第四十六条　法第三十五条の六第一項の経済産業省令で定める基準は、次に掲げる設置及び管理の方法に応じて、それぞれ次に掲げるものとする。

一　第四十九条及び第五十条に規定する特例によることができる設置及び管理の方法

イ　前条第一号から第三号までの機器にあっては告示で定める方法により設置していること。

ロ　液化石油ガス販売事業者が液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等のうち、イの方法に基づき保安確保機器が設置されている一般消費者等（以下「認定対象消費者」という。）の割合（以下「認定対象消費者割合」という。）が七十パーセント以上であること。ただし、液化石油ガス販売事業者であって、合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日に認定対象消費者割合が、七十パーセントを下回った場合には、当該承継の日から一年以内は、これを適用しない。

ハ　前条第三号の機器を設置している者は常時当該機器を監視する者を配置することにより、特定保安情報を監視していること。

ニ　認定対象消費者の供給設備及び消費設備に設置される前条第一号及び第四号の保安確保機器には告示に定めるものが設置されていること。

ホ　告示に定める事項を記載した運営管理規程を定め、これにより管理を行うこと。

ヘ　保安確保機器を設置する場合は、保安確保機器に係る第十八条、第十九条、第四十四条第一号カ、第五十三条及び第五十四条に掲げる技術上の基準に適合すること。

二　第五十条の二に規定する特例によることができる設置及び管理の方法

イ　前号イ及びハからヘまでに掲げるもの

ロ　認定対象消費者割合が五十パーセント以上であること。ただし、液化石油ガス販売事業者であって、合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日に認定対象消費者割合が、五十パーセントを下回った場合には、当該承継の日から一年以内は、これを適用しない。

第四十七条中「前条第五号の」を「前条第一号ホに掲げる」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（認定の失効）

第四十七条の二　第四十六条第二号に掲げる基準による認定（以下「第二号認定」という。）を受けた液化石油ガス販売事業者（以下「第二号認定液化石油ガス販売事業者」という。）が同条第一号に掲げる基準による認定（以下「第一号認定」という。）を受けたときは、第二号認定は、その効力を失う。

第四十八条中「販売所ごとの」の下に「液化石油ガスの」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該事業年度経過後三月以内に次項（第三項において準用する場合を含む。）の規定により報告した場合における当該事業年度については、この限りでない。

第四十八条に次の二項を加える。

2　第一号認定を受けた液化石油ガス販売事業者（以下「第一号認定液化石油ガス販売事業者」という。）は、合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日に認定対象消費者割合が七十パーセントを下回った場合には、遅滞なく、様式第二十七の二に当該承継の事実を証する書面を添えて、当該承継の日における販売所ごとの液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の数及び認定対象消費者の数を、法第三十五条の六第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に報告しなければならない。

3　前項の規定は、第二号認定液化石油ガス販売事業者について準用する。この場合において、同項中「七十パーセント」とあるのは、「五十パーセント」と読み替えるものとする。

第四十九条の見出しを「（第一号認定液化石油ガス販売事業者に係る業務主任者の選任の方法等の特例）」に改め、同条中「法」を「第一号認定液化石油ガス販売事業者に係る法」に改める。

第五十条見出し中「保安業務」を「第一号認定液化石油ガス販売事業者に係る保安業務」に改め、同条中「法」を「第一号認定液化石油ガス販売事業者が販売契約を締結している認定対象消費者についての保安業務を行う保安機関に係る法」に改め、同条第二号中「認定」を「第一号認定」に改め、同条第三号中「第三十七条第一項」を「第三十七条第一号」に、「認定」を「第一号認定」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　認定対象消費者が設置する燃焼器（その認定対象消費者が液化石油ガスを飲食物の調理のための燃料として業務の用に供する者以外の者である場合にあっては、ガス湯沸器、ガスふろがま及びガスストーブに係る燃焼器に限る。第五号において同じ。）の全てについて次のイからハまでのいずれかに該当する場合は、第三十六条の供給設備の点検のうち、次の表の上欄に掲げる供給設備に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、第三十六条第一項第一号の規定にかかわらず、供給開始時及び五年に一回以上の回数で点検を行うことができる。ただし、第一号認定を受けた際現に液化石油ガスの供給を受けている者における第一号認定後の第一回の点検は、前回の点検から五年までの間に行うものとする。

イ　当該燃焼器の設置されている認定対象消費者の部屋（以下イにおいて「自室」という。）又は屋内に排気筒を設置している場合における当該排気筒を設置している部屋（自室を除く。）の雰囲気空気中の一酸化炭素濃度（体積パーセント。以下イにおいて同じ。）を検知し警報する装置が設置され、かつ、当該装置が検知した一酸化炭素濃度が〇・〇三パーセントに達する以前に保安確保機器が自動的にガスの供給を停止する機能を有するものである場合

ロ　不完全燃焼する状態に至った場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有するものである場合

ハ　屋外式のものである場合（当該燃焼器の排気筒が、屋内に設置する部分を有する場合を除く。）